

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2018-04
28 September 2018

移行リソース・グループ (TRG) が IFRS 第 17 号「保険契約」の適用上の論点についてさらなる議論を行う

保険契約の TRG は、5 月のミーティング以降提出された 32 件の質問に取り組むため、2 日間のミーティングを開催した

目次	
要約	1
移行リソース・グループの背景	1
移行リソース・グループの議論の要約	2
移行リソース・グループで議論された論点	2
今後の移行リソース・グループにおいて議論される論点	11
今後について	11

要約

2018 年 9 月 26 日および 27 日に開催された第 3 回会議において、国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号「保険契約」(以下「IFRS 第 17 号」とする)に関する移行リソース・グループは、適用上の論点について議論を継続した。IASB は、累計で 81 件の論点を受取っており、9 月の会議の対象となった論点は 32 件であった。移行リソース・グループは、会議において、保険契約の発行者および保険契約者の識別、契約の境界線外のキャッシュ・フロー、保険リスクの識別、トップダウンによる割引率の適用、保険収益および手数料、保険獲得キャッシュ・フロー、年次コホート、保険料の実績調整など、10 の詳細なアジェンダ・ペーパーについて議論を行った。結果として、論点は明確化され、追加の検討は要求されなかった。ただし、業界は、いくつかの提出された論点によって、さらなる適用上の課題が生じるであろうと指摘した。

この「In transition」の見解は、会議から得た我々の所見に基づいており、IASB が後日公表する正式な要約とはいくつかの点で異なる可能性がある。

移行リソース・グループの背景

1. IFRS 第 17 号の公表に関連し、国際会計基準審議会 (以下「IASB」とする) は、ワーキンググループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の導入に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループは、財務諸表の作成者、監査人に加え、国際的な証券規制当局、保険監督当局および保険数理の団体を代表する 3 名のオブザーバーにより構成されている。
2. 全体として、移行リソース・グループの目的は、IFRS 第 17 号の適用から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび審議会への情報提供を行うため、公的な議論の促進にある。会議において、メンバーは、論点についての見解を共有する。移行リソース・グループは、ガイダンスを公表する予定はない。IASB は、存在するのであれば、各論点についての対応を行うかどうかを決定する。実行可能な対応としては、ウェビナー (ウェブ上のセミナー) およびケーススタディのような適用ガイダンスに対する支援の提供、もしくは、潜在的な文言の修正についての審議会への提出や解釈指針委員会への提出を含んでいる。
3. 移行リソース・グループにおいて議論された論点についての追加的な背景については、IASB のウェブサイトより入手可能である。

移行リソース・グループの議論の要約

議論の要約

4. 移行リソース・グループの議長は、IASB が 10 月の会議で、IFRS 第 17 号に関する教育セッションを開催する予定であると述べた。このセッションには、CFO フォーラムが EFRAG に提起した論点や、EFRAG が IASB に送付した書簡など、他のプロセスを通して識別された論点が含まれる。
5. 12 月の移行リソース・グループ会議で取り扱う論点は、2018 年 10 月 26 日までに提出するよう要請された。IASB は、受領した論点について、より詳細な事例が特定の状況においてのみ関連性があると考えており、12 月に予定されている移行リソース・グループ会議を 2019 年第 1 四半期に延期するかどうかを、10 月に決定する予定である。
6. 9 月の会議では、10 項目の詳細な論点が検討された。これらの論点は、結果として、ガイダンスの明確化がもたらされた。検討された議題の要約は以下のとおりであり、会議の詳細は続いて記載されている。

日付	TRG アジェンダ 参照番号	議題	予想される次のステップ
2018 年 9 月 26 日 -27 日	1	発生保険金に起因する保険リスク	追加的な対応は期待されない
	2	トップダウン・アプローチによる割引率の決定	追加的な対応は期待されない
	3	発行された再保険契約における手数料および復元保険料	追加的な対応は期待されない
	4	現在または過去のサービスに関連する保険料の実績調整	追加的な対応は期待されない
	5	当初認識時における契約の境界線外のキャッシュ・フロー	追加的な対応は期待されない
	6	保険獲得キャッシュ・フローの回収可能性	追加的な対応は期待されない
	7	保険料免除	追加的な対応は期待されない
	8	団体保険契約	追加的な対応は期待されない
	9	協会により管理される業界プール	追加的な対応は期待されない
	10	基礎となる項目の特定されたプールのリターンを共有する契約における年次コホート	追加的な対応は期待されない
	11	提出されたその他の論点についての報告	1件の提出された論点は IASB に報告され、その他の提出された論点は移行リソース・グループ以外のプロセスを経て検討であろう

移行リソース・グループで議論された論点

発生保険金に起因する保険リスク

7. 移行リソース・グループは、保険契約にもとづく発生保険金が、保険金が発生しなかった場合に存在しなかったであろう、企業に対する追加的な保険リスクを生み出す状況（いわゆる「間接的保険リスク」）について議論した。特定の期間に就業不能が発生した保険契約者にカバーを提供する保険契約が一例である。

間接的保険リスクとは、有効な請求が行われた場合に、企業が、保険契約者が回復するか、特定の年齢に達するか、または死亡するまで、保険契約者に対して定期的な支払いが要求されるリスクである。論点は、カバー期間が、保険契約者が契約の対象となる就業不能事象(または火災発生)を被った特定の期間のみを含むかどうか、あるいは、支払額が不確定な就業不能給付が行われる(または火災損害の最終的コストが決定される)期間を含むかどうかである。

8. 問題は、カバー期間が、保険契約者が契約の対象となる障害事象(または火災発生)を被った一定の期間のみを含むかどうか、あるいは、支払額が不確定な障害給付が行われる(または火災発生損害の最終取得原価が決定される)期間を含むかどうかである。すなわち、企業が保険リスクの対象となる発生保険金に起因する金額を支払う義務は、(a)発生保険金に係る負債であるか、または(b)残存カバーに係る負債であるか、である。その答えは、契約上のサービス・マージンの認識の時期とパターン、および履行キャッシュ・フローの変動の処理方法(すなわち、将来のサービスに関連するのであれば契約上のサービス・マージンを調整、もしくは現在または過去のサービスに関連するのであれば直ちに純損益に認識)に影響を与える。

9. 移行リソース・グループは、両見解とも IFRS 第 17 号の有効な解釈であり、どちらの解釈が提供される保険サービスに関する最も有用な情報を提供するかは、企業にとっての判断事項であるという点で、スタッフに合意した。

10. 企業の選択は、IAS 第 8 号への準拠を条件として、会計方針の選択として取り扱われる。IAS 第 8 号では、企業は、類似の取引、他の事象および条件に対して一貫した会計方針の適用が要求される。IASB のスタッフ・ペーパーは、同様のアプローチを類似の取引に継続して適用すべきであると指摘した。例えば、同じ商品種類や類似の保険サービスについて、同様のアプローチが適用されるべきである。これは、企業が、異なる保険契約、例えば、就業不能保険契約と労災保険契約に対して、異なる会計方針を採用できる可能性を意味する。しかし、異なる地域で提供される同じ保険契約に対して、異なる会計方針の適用はできない。

PwC の所見

議論の中で、この決定は、本当の意味での会計方針についての選択なのか、あるいは、提供された保険サービスに関する最も有用な情報についての経営者の認識に基づく判断なのかという議論があった。議論の最後におけるスタッフによる要約では、これは IAS 第 8 号に記載されている会計方針としての選択であると改めて表明された。IAS 第 8 号は、財務諸表利用者が必要とする経済的意思決定と関連性があり、かつ信頼性がある情報をもたらす会計方針を作成し適用する際に、経営者が判断を使用すると述べている。

トップダウン・アプローチによる割引率の決定

11. 移行リソース・グループは、基礎となる項目のリターンに基づき変動しない保険キャッシュ・フローに対するトップダウン・アプローチによる割引率の適用について取り扱った。論点は、ある企業が、流動性が低くて利回りの高い資産を購入し、保険キャッシュ・フローの流動性特性に変化が生じなかった場合に、保有する資産において生じるいかなる変化も割引率に反映すべきかどうかについてである。企業は、IFRS 第 17 号 B81 項における実務上の簡便法を採用しており、参照ポートフォリオと保険契約グループとの間における流動性の差についてイールド・カーブの調整を行わないと仮定されている。

12. 移行リソース・グループは、IFRS 第 17 号第 36 項に基づく割引率決定の単純化として、トップダウン・アプローチ(IFRS 第 17 号 B81 項)は、保険契約と参照ポートフォリオの流動性特性の差異に対して、参照ポートフォリオの資産から算出されるイールド・カーブを調整しない取り扱いを許容しているとの見解を述べた。この実務的な簡便法にかかわらず、スタッフ・ペーパーは、企業は、保険負債の流動性特性と整合的な流動性特性を有する適切な資産ポートフォリオを選択すべきであると明確化した。

IFRS 第 17 号 BC196 項(b)は、「参照ポートフォリオは通常、流動性が高い優良債券よりも、保険契約グループの流動性特性に近い流動性特性を有していると予想している」と述べている。これは、割引率が保険契約の特性を反映する必要があるとする IFRS 第 17 号第 36 項の一般的な原則と整合的である。移行リソース・グループのメンバーは、トップダウン・アプローチの下での割引率選択に関するスタッフ・ペーパーの明確化は有用であると見解を述べた。

13. 1名の移行リソース・グループのメンバーは、変更された資産ポートフォリオの特性が依然として負債の特性を表している場合、ロング・テールの負債を裏付ける資産ポートフォリオに変更を加えることができるとの見解を述べた(より流動性の低い資産への置き換えなど)。しかし、キャッシュ・フローの長期的な性質により、資産ポートフォリオにおける(資産の価値に影響しない)わずかな構成の変化でさえも、保険契約負債の測定に大きな影響を与える可能性がある。これは、保険契約負債の流動性特性に変化が生じなくとも、保険契約負債に著しい変動が生じ、結果的に純損益またはその他の包括利益において変動が生じる結果がもたらされる可能性がある。トップダウン・アプローチの影響や、資産と負債の流動性特性の差異に対して割引率の調整を行わない実務的な簡便法の影響を、財務諸表利用者が理解しやすくするために、このような状況における開示の重要性が強調された。

PwCの所見

この議論により、トップダウン・アプローチを採用するにあたり、B81項において流動性の差異を調整する必要がないという実務的な簡便法があるにもかかわらず、参照される資産ポートフォリオと保険契約負債の流動性特性が整合的であるべきとIASBが意図していることが明らかになった。このアプローチを利用する企業は、開始時および継続的に、この原則を確実に遵守すべきである。

発行された再保険契約における手数料および復元保険料

14. IASBは、再保険契約の発行者(再保険者)と保有者(出再者)との間で交換される金額が、どのように再保険者の財務諸表に計上されるべきかについて、多くの論点を受領した。この議論では、契約の当事者間の一般的な支払いが対象であった。この支払いは、通常、手数料と呼ばれるが、他の名称が使用される場合もある。また、保険事故が発生した後に再出再者または契約者に請求される復元保険料についても議論の対象となった。

15. 移行リソース・グループは、再保険者と出再者との間で交換される、発生した保険金に基づかない金額は、保険獲得キャッシュ・フローもしくは保険金ではなく、むしろ再保険者の保険収益(保険料)の調整額であることに合意した。このような交換の経済的影響は、出再者と再保険者の双方にとって、再保険者が課す保険料の値下げと同等である。金額が、出再者に返済される金額を表す場合(例えば、総保険料が再保険者に支払われ、後日、出再手数料またはその他の形式により出再者に返済される場合)には、投資要素となる可能性がある。

16. 移行リソース・グループは、さらに、両当事者間で交換される、出再者において発生した保険金の水準に基づく金額は、再保険者による保険サービス費用(発生保険金)の調整額として認識されるべきである点についても合意した。

17. 1名の移行リソース・グループのメンバーとスタッフは、上記の会計処理は、再保険者による会計処理に関するものであり、基準に明示的には記載されていないが、上記の結論は、保有再保険契約に明示的に要求される会計処理(IFRS第17号第86項)と整合的である点を指摘した。保有再保険契約の要求事項は、再保険者と出再者との間における交換の経済的影響に基づくため、このガイダンスは、両当事者に等しく適用されるとの見解が述べられた。

18. IASBのスタッフ・ペーパーにおいて、保険金の水準に基づき支払われる義務的な復元保険料は、既存の再保険(または保険)契約の境界線内にあり、関連する保険金が発生した時点で、再保険者(または保険者)において発生した保険金に対する調整として認識されるべきであるとの見解が述べられた。予め定められた条件に基づき出再者(または契約者)に請求される、任意の復元保険料も、既存契約の境界線内にあり、追加のカバーが提供されるため、保険収益として認識されるべきである。

19. 1名の移行リソース・グループのメンバーは、保険料は追加の補償のために支払われるため、一部の事例における義務的な復元保険料は、保険金への調整としてではなく、保険収益(保険料)として計上されるべきだと提案した。1名の移行リソース・グループのメンバーとスタッフは、提出された論点で示された事例において、キャッシュ・フローは保険金請求を条件としているため、それらのキャッシュ・フローがどのような名称を付したとしても(例えば、保険料、手数料、実績による調整)、保険金を調整しなければならないと指摘した。

PwC の所見

IASB スタッフ・ペーパーにおいて(そしてこの会議においてもスタッフが述べた)、このペーパーで議論された論点と原則は、発行された保険契約と再保険契約の両方に関連していると指摘された。しかし、数名の移行リソース・グループのメンバーはこの見解に異議を唱えている様子であった。類似の特徴を有するかもしれないと言及された元受保険契約には、経験料率条項または類似の特徴を伴う様々な形式の損害保険契約が含まれる。これらの見解を明確にするために、おそらくスタッフは教育文書を更新すべきであると提案されたが、スタッフは、時間的制約のために、これは近い将来にはありそうにないと述べた。

現在または過去のサービスに関する保険料の実績調整

20. IASB のスタッフは、過去または現行のサービスに関連する、予想保険料と実績保険料との差異(すなわち保険料の実績調整)について、どのように会計処理すべきかについて、複数の関係者から質問を受けた。論点は、この差異が契約上のサービス・マージンを調整すべきか、または直ちに純損益に認識すべきかについてである。例えば、予想従業員数に対して保険料率を適用し、後日、保険料総額が実績の従業員数に基づいて調整される労災保険、および、前年度の保険カバーを基礎としてエクスポージャーを見積り、実際の基礎となる保険契約の実際のカバー額に基づいて当期において調整される再保険契約がある。

21. IASB スタッフと移行リソース・グループのメンバーは、現在または過去のサービスに関連する保険料(保険料の実績調整)は、当期に収益として認識すべきであることに合意した。しかし、移行リソース・グループのメンバーは、IFRS 第 17 号 B124 項および第 106 項の保険収益の分析では、現在または過去のサービスに関連した保険料の実績調整を、保険収益の構成要素として特に識別していないとの見解を述べた。何人かのメンバーは、これらのパラグラフに列挙された、収益における 3 つの構成要素に加えて、現在または過去のサービスに関連する保険料の実績調整についても列挙すべきであると提案した。IASB スタッフは、IFRS 第 17 号 B124 項の目的は、IFRS 第 17 号 B123 項によって決定された保険収益の代替的な分析を示すためだけであり、この明確化は必要ではないと考えていると述べた。

22. 2 名の移行リソース・グループのメンバーは、当期のサービスに関する当期の保険料の認識と、当期に提供された実際のカバー単位に基づく契約上のサービス・マージンを認識するという第 44 項(e)および B119 の要求事項との間の相互作用について、予期せぬ結果が存在するかもしれないと指摘した。仮に、追加のエクスポージャー(例えば、実際の人員数が予想を上回っている場合)に関する追加の保険料が、当期において認識され、そして当期のカバー単位も人員の増加により増加した場合、実際のカバー単位の適用は、契約上のサービス・マージンの認識パターンに影響を及ぼす。

PwC の所見

1 名の移行リソース・グループのメンバーは、保険料の実績調整が現在および過去のサービスと将来のサービスとどちらと関係するかの判断が困難な場合があると指摘した。スタッフは、これは判断の問題であると述べた。

当初認識時における契約の境界線外のキャッシュ・フロー

23. 移行リソース・グループは、当初認識時において保険契約の境界線の外に存在する同じ法的契約に属するキャッシュ・フローについて、事後的にどのように会計処理するかという論点を取扱った。特に、IFRS 第 17 号第 35 項の要求事項(保険契約の境界線外のキャッシュ・フロー)と IFRS 第 17 号 B64 項の要求事項(各報告日における保険契約の境界線の再評価)との相互関係について議論が行われた。

24. 設例 1 は、IFRS 第 17 号 B64 項および第 35 項の適用方法を示すためにスタッフによって使用されたものであり、年次の保険料改定メカニズムを含む 5 年間の健康保険契約で、保険者が制限された範囲内において保険料の再設定ができるものであった。当初、年次の保険料の再設定についての能力は、商業的実質を有することが予想されていたが、後に商業的実質を有していないと判断される。設例 2 は、更新オプションを有する 1 年間の契約であり、設例 3 は、90 日の事前通知を条件にいずれかの当事者が一方的に解約する権利を有する 2 年間の比例再保険契約である。設例は、IASB が意図した B64 項の狭義の適用を説明するために提供された。

25. IASB のスタッフ・ペーパーは、B64 項の適用は、設例 1 の事例に関しては適切であるが、他の 2 つの設例に関しては適切ではない旨を表している。設例 1 は、5 年間の健康保険契約で、保険者は 100%を上限に、毎年保険料の値上げが可能である。当初、年次の保険料の再設定の能力は、経済的実質を有すると予想され、契約の境界線は 1 年に設定される。しかし、その後、現地の健康保険のコストの大幅な増加により、100%の上限が完全な価格再設定を妨げると企業が判断した結果、改定された会計上の契約期間は、5 年となる。契約の境界線は、当初の契約の境界線の決定に関して既に検討されている事項が存在する場合にのみ、報告日において再評価される。

26. スタッフ・ペーパーは、IFRS 第 17 号第 35 項の適用を、いずれかの当事者が 90 日前の事前通知を条件に一方的に解約する権利を有する 2 年間の比例再保険契約を用いた設例 3 により示している。これは、90 日の契約となり、その後、いずれの当事者も解約権を行使しなくても、それは引き続き 90 日の契約である。最初の 90 日間の契約を超えたキャッシュ・フローは、既存の契約の延長ではなく、むしろ新しい契約とみなされる。B64 項は適用されない。なぜなら、契約の境界線は、当初の契約の境界線の決定に関して既に検討された事項が存在している場合に限り、報告日ごとに再評価されるからである。

27. 移行リソース・グループは、スタッフ・ペーパーにおいて提案された、新しい 90 日の会計上の契約についての認識の時期は、有用であると述べた。このペーパーは、新規の再保険契約は最初の 3 ヶ月間の終了後に認識され、当初認識はカバー期間の開始時と「新規」の再保険契約における基礎となる契約の当初認識時の遅い方とする、IFRS17 号第 62 項の要求事項と整合的である点を指摘した。

28. 移行リソース・グループのメンバーは、提供された設例に対するスタッフ・ペーパーの結論に同意した。設例は、いずれも、当初の保険契約に含まれる他の種類のカバー追加のオプション行使よりもむしろ、保険カバーの延長に関するものであった。

29. しかし、IASB のメンバーは、契約に組込まれたオプションは条件変更ではなく、かつこの論点は提供された事例の範囲外であると指摘した。彼らは、報告日ごとに、契約の測定において、契約の境界線の変化の有無を決定するために、事実と状況を考慮すべきであり、その考慮には契約の境界線を変更するオプションが行使されるかどうか含まれると指摘した。2018 年 5 月に移行リソース・グループが行った議論との相互関係に疑問を呈する者もいた。当時、数名の移行リソース・グループのメンバーは、行使時に価格決定されるオプションや特約が、当初の契約の境界線内にあるという見解に異議を唱えていた。1 名の移行リソース・グループのメンバーは、この見解の適用は、IFRS17 号第 73 項の契約の条件変更の要求事項と矛盾すると指摘した。しかし、IASB のメンバーは、契約に組込まれたオプションは条件変更ではなく、かつ、この論点は提供された事例の範囲外であると指摘した。

PwC の所見

比例出再保険契約に関して、法的なカバー期間より短い契約の境界線があると判断された場合(例えば、90 日間の一方的な停止条項による場合)、その次の 90 日間の「新規」の出再保険契約は、基礎となる契約が認識された場合にのみ認識される。したがって、出再者は、基礎となる契約の認識基準が満たされるまで、「新規」の出再保険契約を認識しないことになる。

保険獲得キャッシュ・フローの回収可能性

30. 提起された論点は、契約ポートフォリオのキャッシュ・フローから保険獲得キャッシュ・フローを回収できない場合、保険獲得キャッシュ・フローおよび関連する収益が、B125 項を使用して損益計算書に認識されるかどうかである。さらに、移行リソース・グループは、保険獲得キャッシュ・フローに関する実績調整をどのように表示すべきかについても取扱った。

31. 移行リソース・グループは、保険獲得キャッシュ・フローの回収可能性が不足する場合は履行キャッシュ・フローの再測定により捕捉されるため、各報告日において保険獲得キャッシュ・フローが回収されるかを個別に識別する必要はないとするスタッフの提案に同意した。移行リソース・グループは、IFRS 第 17 号 B123 項および B125 項の両方を適用して保険収益として認識される金額を決定すべきである、というスタッフが作成した分析に同意した。したがって、保険収益は、提供されるサービスの対価として企業が受領すると見込まれる金額を超過することはない。

32. ある移行リソース・グループのメンバーは、将来の期間に支払われ、契約の継続を条件とする手数料（例えば、「更新手数料」）で、当初の契約発行以外のサービスを要求しない手数料が、保険獲得キャッシュ・フローであるかどうかを明確にするよう求めた。IASB のスタッフは、こうした手数料は、保険獲得キャッシュ・フローの定義に該当すれば、保険獲得キャッシュ・フローになる可能性があるとは指摘した。その他の種類の継続手数料は、保険金の支払や保険者のための管理業務の遂行と引き換えに発生する可能性があり、これらの費用は、保険獲得キャッシュ・フローではなく、IFRS 第 17 号 B65 項(h)に記載される管理または維持コストである。

33. 移行リソース・グループのメンバーは、スタッフ・ペーパーの付録に含まれる 7 つの数値例は非常に有益であり、異なる状況下において保険獲得キャッシュ・フローをどのように会計処理するかについての有益な情報を提供していると述べた。

34. 移行リソース・グループは、保険獲得キャッシュ・フローに関する実績調整が、将来のサービスに関係し、IFRS 第 17 号 B96 項に従って契約上のサービス・マージンを調整するか、あるいは過去または現在のサービスに関係するかを検討する必要があるとの見解を述べた。保険料の実績調整に関する議論と整合的に、移行リソース・グループのメンバーは、実績調整に関して、第 106 項のガイダンスが、保険獲得キャッシュ・フローに関する実績調整を含めることについて明確化されれば、作成者にとって有益であると指摘した。

PwC の所見

移行リソース・グループは、状況によっては、実績調整が現行および将来のサービスの両方に関係し、部分的に CSM を調整できることに留意した。

保険料免除

35. 移行リソース・グループによって議論された論点は、不確実な将来事象(保険契約者の就業不能など)が発生した場合に保険料を免除するという契約条項が、保険契約者に以前から存在していたリスクの契約による企業への移転であり、したがって、保険リスクであるかどうかであった。あるいは、契約によってリスクが生じたのであれば、保険料の免除は、保険リスクではない。

36. 移行リソース・グループは、スタッフが作成した分析に同意し、保険料免除の原因となる事象(例えば、就業不能となること)が保険契約者に不利な影響を及ぼすものであり、かつ保険者に移転するリスク(すなわち、契約前から保険料免除のリスクが存在する)であるとの見解を述べた。したがって、契約の発行者が、対価を受領せずに、保険契約者に対して同様の便益(例えば、他の保険カバーや投資サービス)を引き続き提供する義務を負うリスクは、保険リスクである。

37. 何名かの移行リソース・グループのメンバーは、この論点に関する分析は有用であると強調した。有用性を述べたメンバーは、保険リスクの定義は IFRS 第 4 号から変更されていないが、契約の構成要素の分離に関する要求事項が IFRS 第 4 号における「分離処理」をさらに制限するように変更されている点に留意した。したがって、ある保険商品については、このペーパーとアジェンダ・ペーパー11 における提出番号 33 との間に相互関係が存在する可能性がある。しかし、スタッフは、IFRS 第 17 号は、アジェンダ・ペーパー11 において言及されているいくつかの保険商品とは異なり、投資要素の分離に関する具体的なガイダンスを含んでいるが、貸付金の分離は基準に含まれていない点を強調した。

38. 保険料免除が重要な保険リスクを構成する場合、保険料免除が存在しなければ投資契約として取扱われる契約に保険料免除が存在すると、(投資要素の区分処理の要件を満たさない限り)契約全体が保険契約に分類される結果となるとの見解が述べられた。保険契約に含まれる保険料免除(例えば、就業不能における保険料免除を伴う定期保険)は、複数のカバー単位をもたらす可能性があるとともに、保険契約のカバー期間と保険料免除のカバー期間が異なる場合、カバー期間においても影響を及ぼす可能性がある。

PwC の所見

移行リソース・グループは、保険料が免除され、キャッシュ・フローの減額(例えば、保険料の支払い)をもたらす状況では、この「保険金」は、保険収益として表示されるべきではないと指摘した。なぜなら、これは受領した対価ではないからである。

団体保険契約

39. 移行リソース・グループは、例えば、従業員または他の大規模企業、銀行、協会または労働団体が、その労働者または構成員に提供する団体保険契約の会計処理について議論した。移行リソース・グループは、提出された事例は非常に限定的であり、会計上の結果は、異なる事例においては異なる可能性がある点について指摘した。この議論の主要な目的は、団体保険契約の仕組みを分析する際に必要となる重要なステップの概要の説明にある。

40. 移行リソース・グループは、スタッフが作成した分析に同意した。第 1 段階は、IFRS 第 17 号付録 A の定義を適用した、保険契約者の識別である。保険契約者への補償の支払いが直接的か間接的に関わらず、補償から便益を受けるのが保険契約者である。

41. 第 2 段階は、保険契約の識別である。団体保険契約について、企業は、この取決めが実質的に(すべての被保険者との)単一の保険契約を反映しているのか、それとも(各々の被保険者との)複数の保険契約を反映しているのかを検討すべきである。以前の移行リソース・グループ会議で指摘されたように、一般的に、法的な契約が、会計上の単一の契約とみなされるが、法的形態がその実態を反映しない場合がある。スタッフ・ペーパーは、以下の指標が関連すると指摘した。(a) 保険カバーが別個に価格付けされ、販売されているかどうか、(b) 被保険者間の関係、(c) 保険カバーの購入が各個人にとって任意であるかどうか。

42. 移行リソース・グループは、第 3 段階は契約の境界線の決定であると述べた。被保険者が、契約終了以降も契約が延長すると予想しているという事実は、契約の境界線の評価において関連する要素ではない。

PwC の所見

移行リソース・グループは、団体保険スキームはそれぞれ大きく異なり、事例の軽微な変化により異なる結論を導く可能性があるとの見解を述べた。例えば、保険契約者は、企業、被保険者の集合体、または各被保険者のいずれかとなる可能性がある。

協会 (association) により管理される業界プール

43. この提出された論点では、協会により管理される業界プール内における保険契約の会計処理に関する 2 つの論点が提起された。このプール・スキームにおいては、リスクが保険者間で分担され、プールの損益がプールに参加するメンバーに配分される。移行リソース・グループが議論した最初の論点は、プールのメンバーである保険者による会計処理であり、2 番目の論点は、プールのメンバーに対するリスク調整の決定に対する影響であった。

44. 最初の論点に関して、移行リソース・グループのメンバーは、保険契約の発行者が、契約を引受けるプールのメンバー(保険者)なのか、引受けたプールの個々のシェアなのか、またはプールのメンバー全員の集合体なのかについての決定は困難であるかもしれない点を認めた。IFRS 第 17 号の文脈における発行者の決定は、事実および状況によって異なることが合意された。

45. IFRS 第 17 号は、契約が複数の企業によって発行される状況を対象としていない。移行リソース・グループのメンバーは、初めに検討すべきは、当該契約が IFRS 第 11 号の適用範囲内にあるかどうか、または IFRS 第 17 号が当該契約について取扱いを定めていないために、IFRS 第 11 号に照らした適切な会計方針の決定における IAS 第 8 号の適用であるとする、スタッフが提示した見解に賛成した。1 名の移行リソース・グループのメンバーは、IFRS 第 15 号による本人・代理人のガイダンスを用いた分析も、保険契約者、保険者、プール活動の間の取り決めの性質を識別するための潜在的なアプローチであると指摘した。この手法を採用した場合、IFRS 第 11 号の適用と比べ、収益の表示が異なってくる可能性がある。

46. 保険契約がプールメンバーの集合体によって発行されると考えられるケースでは、何名かの移行リソース・グループのメンバーが、リスク調整の決定に関するスタッフ・ペーパーに異議を唱えた。反対の主張者は、5 月の移行リソース・グループ会議において、連結グループ内の報告主体によって異なるリスク調整が存在する可能性があるという彼らの見解が確認されたと主張した。IASB のスタッフは、5 月に表明された一部のメンバーによる見解の相違は、スタッフ・ペーパーの付録に含まれており、それ以上の議論は行われていないと述べた。

47. 移行リソース・グループは、リスク調整の決定にあたり、プールではなく、保険者がリスク調整を決定するとの見解を述べたが、保険者がプールへの加入によるリスクの分散効果を考慮する取扱いを認めた。すなわち、メンバーによっては、企業の判断次第で、プールで引き受けられたリスクの同じシェアに対して、異なるリスク調整を有する可能性がある。

PwC の所見

個々の異なる種類のプール契約が複数存在し、それぞれ固有の仕組みを有しており、それぞれが IFRS 第 17 号に基づく適切な会計処理を決定するために個別の分析が必要となる。例えば、プールに代わって個々の保険契約者から契約を引受け、プールに対する比例持分を別々に取り戻す保険者は、場合によっては、最初の取引においてはプールの代理人としての役割を果たし、2 番目の取引においては他のプールメンバーと共同保険を締結していると考えられるかもしれない。他の状況では、保険者は、個々の保険契約者と直接的に「元受契約」の引受けが可能であり、保険契約の一部を別の取引としてプールに移転する取扱いを選択可能である。

基礎となる項目の特定されたプールのリターンを共有する契約における年次コホート

48. 他の契約グループのキャッシュ・フローによってキャッシュ・フローが影響を受ける契約の履行キャッシュ・フロー計算における集約レベルについては、長い議論が行われた。年次コホートよりも高いレベルにおける履行キャッシュ・フローの計算は、年次コホートのレベルでの契約上のサービス・マージンの測定と同じ会計上の結果を達成できるか。

49. IASB のスタッフ・ペーパーの 1 番目の事例では、保険契約者は、保険契約の履行を含む、基礎となる項目のリターンの 100%を共有している。企業は、リスクの共有によって、保険契約者間のキャッシュ・フローに影響されないため、契約上のサービス・マージンは認識されない。このような状況では、年次コホートよりも高いレベルにおける履行キャッシュ・フローの計算は、年次コホートによる計算と同じ会計上の結果を達成できる。

50. IASB のスタッフ・ペーパーの 2 番目の事例では、保険契約者はポートフォリオにおける保険契約のリターンの 90%を均等に共有し、残りの 10%は企業に帰属する。そのような状況では、各グループで発行される個々の契約の期待キャッシュ・フローの影響を企業が受ける可能性があり、この特定の事例では、年次コホートよりも高いレベルにおける履行キャッシュ・フローの計算は、年次コホートのレベルによる計算と同じ結果を達成できないことが、設例により指摘された。

51. 何名かの移行リソース・グループのメンバーは、2 番目の設例は非現実的であると考えていた。多くの場合、この設例が想定しているように、年次コホートのレベルでのキャッシュ・フローを把握できず、その代わりに、企業は、IFRS 第 17 号 B70 項に従って、基礎となる項目の変動の影響を配分しなければならないと指摘した。スタッフは、彼らの意図は（提出された事例を用いた）基準の適用の説明にあることを改めて表明し、異なる事例において異なる結果が存在する可能性を認めた。数名の移行リソース・グループのメンバーは、このスタッフ・ペーパーが、契約において 100%の共有が行われていなければ、保険者は、年次コホートの利用が必要となる旨を示唆していると解釈できるのではないかと懸念を表明した。

52. 何名かの移行リソース・グループのメンバーは、IASB スタッフ・ペーパーの 2 番目の設例の結論に異議を唱えた。契約グループ別のキャッシュ・フローが把握されている（そして配分の必要がない）にもかかわらず、メンバーは依然として、保証の共有（または、この設例のグループ 1 における不利な保険金実績の相殺）は、基礎となる結果が契約グループ間で共有される前に行われるべきであると信じている。しかし、他の移行リソース・グループのメンバーは、2 番目の設例のスタッフの結論に同意した。

53. 1 名の IASB のメンバーは、結論の根拠は、基準の適用方法についての要求事項ではなく、基準に対する見解を提供していると指摘した。IFRS 第 17 号 BC138 項は、同じ会計上の結果が達成できるならば、企業が年次コホートを使用する必要がない旨を認めているにすぎないが、この同等性は実証される必要がある。

PwC の所見

移行リソース・グループによる議論において、多様な形態の利益分配が存在し、通常は、利益の共有はより高いレベルで配分され、体系的かつ合理的な方法でグループに配分される必要があり、それぞれの状況に応じて異なる結果がもたらされる可能性は、明らかであった。

提出されたその他の論点についての報告

54. 何名かの移行リソース・グループのメンバーは、IFRS 第 17 号の適用範囲に関する提出番号 33 について、これらの商品の多くは保険会社により発行されたものでないため、懸念を表明し、IASB への注意喚起の重要性を強調した。商品には、銀行やその他の金融機関が発行する、借手の死亡時に支払いを免除するローン、およびカード保有者に対して製造者の契約不履行を補填するクレジットカードが含まれる。

55. 多くの移行リソース・グループのメンバーは、論点番号 56 および 67 に懸念を表明した。これらは、期中報告の適用における IFRS 第 17 号の要求事項について、重要性の考慮を前提として、企業グループ内の子会社が発行する保険契約の測定が、子会社の財務諸表および企業グループの連結財務諸表で異なる可能性がある」と指摘している。移行リソース・グループのメンバーは、これは実務上の適用課題であると指摘した。

56. また、数名の移行リソース・グループのメンバーは、今後の会議において、保険相互会社についての議論が有益であると指摘した。しかし、スタッフは、新たに提出された論点が受理されない限り、現在の論点は発行された教育文書によって対処されていると述べた。

今後の移行リソース・グループにおいて議論される論点

57. 次回の移行リソース・グループ会議は、2018 年 12 月 4 日に予定されており、論点の提出件数と内容によっては、2019 年第 1 四半期に延期される可能性がある。IASB は、10 月 26 日までに受領した論点に基づき、12 月の会議を延期すべきかどうかを決定する。現在まで提出された 81 件の論点はすべて、移行リソース・グループの詳細な議論によって検討されたか、移行リソース・グループに報告された。

今後について

58. IASB は移行リソース・グループの会議についての報告書を作成し、会議の日より 2 週間以内における公表が予定されている。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

In transition 12

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。